

## 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアルQ &amp; A

NO.	項目	質問	回答	関連項目
1	調査	全ての市町村が毎年必ず、年4回以上調査を実施しなければならないのか。	廃棄物処理法に基づき策定された基本方針では、各市町村での調査の実施が求められている。 なお、時期や頻度は各市町村の実情に合わせて決定すること。	マニュアル (1)調査概要
2	調査	本市は可燃ごみの処理を一部事務組合の処理施設で行っているため、組合で実施したい。	組合と調整の上、実施すること。 なお、その際は、構成市町村から排出されたごみを市町村毎に分け、それぞれの試料とすることが望ましい。	
3	分類	3パック入りのコーヒーゼリーのうち、1パックが未開封状態で排出されていたが何に分類すべきか。	内容物が外気に触れる状態ではないため、「直接廃棄」となる。	マニュアル (2)調査の 主な流れ ウ 調査対象  参考資料3
4	分類	ミニトマトが1つ排出されていたが、何に分類すべきか。	調理加工された形跡がなければ「直接廃棄」となり、それ以外の場合(ヘタの切除やカットされているなど)は「食べ残し」となる。	マニュアル (2)調査の 主な流れ ウ 調査対象  参考資料3
5	分類	ポテトチップスの中身が排出されていたが、作業を進めていくうちに当該ポテトチップスの容器包装と思われる袋が見つかった。どうすべきか。	収集・運搬の最中や分類作業中に開封してしまったと明らかな場合は未開封として取り扱ってよい。 ただし、通常容器包装は容易に破ける構造にないため、開封済の状態では排出されていたが、収集・運搬の最中などに単に中身が溢れた場合のことも考慮すること。	
6	結果	調査結果は随時県に報告すべきか。また、過剰除去の数値は環境省が公表している数値を使用することだが、何年度の数値を使用すべきか。	「参考資料1結果報告書」により年度で実績をとりまとめて報告していただきたい。 また、使用する過剰除去の割合については、報告時期の通知と併せて通知する。	マニュアル (2)調査の 主な流れ オ 結果の とりまとめ
7	結果	県が算出した県の割合や数値、他市町村の割合を本市の広報で使用してよいか。	「参考資料1結果報告書」によりとりまとめた数値は公表を前提としている。	
8				
9				
10				

本Q & Aは、県に問い合わせがあった内容を取りまとめたものである。  
内容は随時更新を行っていくこととする。